討議的民主主義の可能性の条件について

堀内　進之介

社会の複雑性が増すなかで，とりわけ 90 年代以降は，討議的民主主義への期待から,それに関して多くの議論が為されてきた.しかし,討議的民主主義が何を可能にするかではなく，そもそも何がそれを可能にするのかについては，十分に議論が為されているとは言い難い.

そこで本稿では，まず市民社会の成立を民主化のための手段として求めた東欧の歴史的経緯を見つつ，市民社会の理念を賞揚したユルゲン・ハーバーマスの，討議倫理学を批判的に検討する．その上で，社会的分業の公正な再編成を通じて,諸個人がその個々の働きに即して,社会的な承認を正当に得る契機を確保することが討議的民主主義には不可欠であると説く，アクセル・ホネットの「ポスト伝統的ゲマインシャフト論」を取り上げ，その論点について整理・検討する.

最後に憂慮される点として，以下のことを指摘する．すなわち，社会的な承認が，個々人の主観的な幸福と結びつくとすれば，ポスト伝統的ゲマインシャフト論は，科学的な労働管理の強化を図らずも支持する道を開く可能性があること，そしてそれは結果的に，討議を重視する民主主義を,根底において掘り崩す危険性があることを指摘する.

以上により，討議的民主主義の可能性の条件を考察するための，ひとつの視座を提供することが，本稿の目的である.

キーワード：市民社会，討議的民主主義，ポスト伝統的ゲマインシャフト

1　はじめに

本稿の目的は，アクセル・ホネットによる討議倫理学の批判的検討を踏まえて，討議的民主主義の可能性の条件を考察することにある．1990 年以降，市民社会や公共圏に関する議論は日本でも注目を集め，ユルゲン・ハーバーマスが主導する討議的民主主義論とともに多くの議論がなされてきた．しかし，それらの多くは討議的民主主義が何を可能にするのかに関心を向けていても，そもそも何が討議的民主主義を可能にするのかについては，十分な検討が為されているわけではない．そこで本稿では，ハーバーマスの手続き主義を倫理的な観点から批判するアクセル・ホネットの議論を取り上げ，その可能性と限界を論じることで，上記の問題について考えるための，ひとつの視座を提供してみたい．後述するように，ホネットは討議的民主主義へと人々を動機づける社会的条件を，社会的分業の公正な編成に求めているのだが，そうした彼の議論が孕む問題を指摘することによって，ホネットの議論を深化させ，ひいては討議的民主主義の可能性の条件を考察する際に考慮すべき事柄を提示してみたいのである．

まず第二節では，民主主義の基盤として「市民社会」が，東欧革命においていかなる経緯で求められ，またどのような結末を迎えたのかを概観する．これにより，市民社会の理想とそれが直面せざるを得なかった歴史的な現実が指示される．第三節では，市民社会の民主的なポテンシャルを顕揚する，ハーバーマスの諸議論の中核を成す討議倫理学の諸特徴を明らかにする．以上からは，90 年以降に注目を集めたハーバーマスらの市民社会論は，いささか理念偏重であったことが伺えるはずである．次に第四節では，討議倫理学に対するホネットの批判を整理し，第五節では，討議的民主主義の社会的条件に関するホネットの提言，すなわち「ポスト伝統的ゲマインシャフト論」を取り上げる．本稿で検討するホネットの議論は，いわば市民社会論や討議的民主主義論の盲点を指摘するものだが，最後に第六節では，ポスト伝統的ゲマインシャフト論の盲点，すなわち憂慮される点を指摘して，

本稿の目的を果たすことにしたい.

2　市民社会の理念と東欧の現実

市民社会に対する現代的な関心は，1980年代に共産主義的な一党制国家のなかで，それを主導してきた前衛党とその官僚主義的支配に対して強く反発した東欧の知識人たちの主張に始まる．彼らは，いわゆる「既成社会主義」はマルクス主義の限界にまったく無自覚で，民政管掌範囲とその専制的な性格を肥大させ，あらゆる社会活動を一党制国家の管理下に置くことに腐心していると批判したのである．こうした主張は，カール・マルクスが市民社会の理想と現実とを国家権力を介して和解させようとしたこと，つまり「欲望の体系」である市民社会の弊害を是正するには,「国家権力を私的所有と商品の論理に介在させることが必要だとした」（Ehrenberg 1999=2001: 245）ことを淵源としている．しかし，マルクスの予測では，現実の市民社会を変革するために先行的に奪取された国家権力は，容易に返還されるはずであった．労働者による管理，直接民主主義，そして地方分権的基盤の確立が一党制国家主導の下に迅速に行われ，それと同時に「国家の消滅」が行われるはずだったのである．ところが，市民社会の変革は，国家権力の奪取ほどには容易なことではなかった．少なくとも，ウラジミール・イリイチ・レーニンはこのことをよく理解していた（Lenin 1960-72=1978: 245)．「国家主義による国家なき社会への転換」は，ロシア内戦の火種が完全には消し去れなかったこと，革命ロシアの孤立化が進んだこと，そして戦時共産主義による国民の疲弊を救うために新経済政策（ネップ）によって市場原理の部分的導入を図らざるを得なかったことによって，マルクスの予測を裏切るように，強権的な一党制国家による専制的な支配へと堕していったのである．確かにレーニンは，一党制国家の専制的な支配が強化されることの危険性を認識しており,「労働者による監督と管理だけが革命の避けがたい中央集権制を社会主義のもとに服させる」（Ehrenberg 1999=2001: 247）という

ことを理解していた．しかしそれでも，レーニンは「理論と実践」の間の矛盾に苦慮し，徹底した中央集権による組織統制，すなわちボルシェビキ体制を結局は許容したのであった．

第二次世界大戦とその後の西側諸国との対立は，共産主義的な一党制国家が，マルクスの市民社会の理想によって消滅する機会をいっそう先送りにした．ソヴィエト連邦が成熟した社会主義への発展を宣言したにも拘わらず，その一党制国家は暫定的な支配体制としての役目を放棄せずに,むしろ維持•強化された.「成熟した社会主義への発展」という政治的キャンペーンは，いったんは社会福祉の面で重要な成果を達成した計画経済が機能不全に陥り抜き差しならなくなる中で，より強く市民社会を国家に併呑しようと抑圧的な性格を強めたことの現われだったわけである．こうした欺瞞に対して，次第にマルクス主義の知識人たちは一党制国家による市民社会の疎外を指摘するようになり，反体制的な著作が姿を現わすようになっていった．こうした傾向は，1988 年にミハイル・ゴルバチョフが「新ベオグラード宣言」を発表し，ブレジネフ・ドクトリン 1)を放棄して社会主義諸国の自主性を認めるといっそう顕著になった．

1989 年に東欧・中欧で生起した民主化革命は,「新ベオグラード宣言」によって自主的な改革が可能になったことに起因するが，それはマルクスの市民社会に対する理想と，その実現のために企図された手段の目的化に対する批判が混じり合ったものだということができる．実際，ポーランドで民主化革命を率いたアダム・ミフニクは，強権的な一党制国家と暴力的に対峙する代わりに，非国家的・非経済的なアソシエーションの自主的な活動を鼓舞することによって民主化を促し,一党制国家の抑圧的な支配を押し戻す,いわゆる「自己限定的な革命」を唱えた．そして，こうした非暴力的な民主化へのプログラムを「市民社会」と名付けたのである．彼は次のように述べている．

> 修正主義者とネオ・ポジティビストもまた,「ブレジネフ・ドクトリン」の諸規定の枠内での漸進的変化というプログラムを奉じ

> ていた．私の考えでは，彼らと現在の反体制勢力との相違点は，現在の反体制勢力が（民主化へ向けた）漸進的な変化のプログラムは，自立した世論に向けて提起されるべきであって，全体主義的な権威に対してではないと確信している点にある．プログラムは，いかに行動すべきかについて国民に指示を与えるべきであって，政権に対して自らをいかに改革すべきかを指示するものではない．政府に関する限り，下からの（社会的な）圧力以上に効果的な指示は他にはない．……民主的な反体制勢力の義務は，常に体系だった形で公共的な生活に参加し，社会の人々の態度のなかに政治的事実を作り出し，代替的なプログラムを作り上げることである．これ以外は，すべて幻想である（Michnik 1984=1995: 29）．

ミフニクのこうした主張は，革命の機運が性急に高揚して暴力的な行動へと人々を駆り立てるのを抑え，他方では，社会主義的経済体制を擁する支配勢力を過度に刺激しないようにする慎重な配慮からなされたものであったが，それは同時に「市民社会が資本主義を通過することなしに共産主義を民主化できるという彼らの願望」（Ehrenberg 1999=2001: 273）の表明でもあった．最終的には民主化された国家による補完が必要になるとしても，当面は市民社会が，住宅や保健，教育といった社会的要求に対して応えていけると考えられたのである．たとえば，チェコスロバキアで民主化革命を主導し，後に大統領に選出されたヴァーツラフ・ハヴェルは，国家の保持すべき機能として，自立的で多元的な市民社会が自己組織化することのできる制度的基盤を防衛することを挙げ，これ以外は個人的自立と社会福利に対する道徳的脅威であると述べている（Havel 1978）．中欧や東欧の人々は，日常的な生活のすべてが国家の管掌下に置かれていることに疲弊し，公共的領域や私的領域が国家に対して自立したものであることを望んだのである．それゆえ，民主化の主導者たちの呼び掛けに応えて，労働組合，学生団体，文化団体，教会といった多様な社会的諸アクターが，革命に当たっては民主化を牽引する重要な役目を果たすことができた

（Honneth 1994: 80）．けれども，革命の成就の後まもなく，中欧や東欧の人々は計画経済の負の遺産，すなわち経済的不平等や社会的不安定と直面することになった．そして，国家の管掌範囲の拡大を批判し，社会的 - 経済的諸活動を民主的で公共的な計画のもとに組織しようとした彼らの試みは，進路変更を余儀なくされる．つまり，中欧・東欧の市民社会もまた「個人的な機会性と社会福利を目指す自己調整的領域としての市場」（Ehrenberg 1999=2001: 273）を迂回することはできなかったのである．別の観点から言えば，国家の管掌範囲の拡大に抗して，公共的・私的領域を国家の外に括り出そうとする努力において，政治的自由の回復と私的所有権の回復とを截然と区別できる合理的な根拠を，彼らもまた見つけることができなかったのである．上述のハヴェルの見解は，結局のところ，市場と夜警国家という古典的な自由主義的理解と差異のないものになったわけである．「東欧で復古されたのは『市民社会』ではなく，資本主義なのである」（Ehrenberg 1999=2001: 247）．

しかしそれでも，資本主義体制を生きる西側諸国の多くの批判的知識人にとって，東欧民主化革命で掲げられた「市民社会の理念」は，政治的無関心や非参加主義が拡大し形式的なものとなった民主主義社会を，実質的なものへと転換するための重要な参照点として受け入れられた．第二次世界大戦後のヨーロッパで，社会学および哲学を牽引してきたユルゲン・ハーバーマスが，1990 年に英語で再刊した『公共性の構造転換』において，中欧・東欧で起こった一連の民主化革命を，「市民社会（Zivilgesellschaft）の再発見」という枠組みにおいて捉えたことがそれを後押しした．ハーバーマスは，『公共性の構造転換』を再刊するに当たって新たに追加した「一九九〇年新版への序言」で，公衆の持つ抵抗能力や批判のポテンシャルついてのかつての悲観的な診断を撤回し，市民社会の民主的なポテンシャルを改めて顕揚したのである．

ハーバーマスによれば，再発見された「市民社会の制度的な核心をなすのは，自由な意思にもとづく非国家的・非経済的なアソシエーシ

ョン関係」である．それゆえ，ハーバーマスは「市民社会という語には，労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない」と明言している（Habermas 1990=1994: xxxvii-xL）．「情報交換的・討論的な自由な公共性」の勃興の歴史的考察を通じて，民主主義におけるその規範的な意義を照らし出してきたハーバーマスにとって，中欧と東欧での〈遅ればせの革命〉は，――社会秩序とその正統性をコミュニケーションによって実現するという点で――持論にアクチュアリティを与えるものであったということができるだろう．ここ数十年の間に顕在化した人権や環境問題，性差別，核軍備といった諸問題はどれも，市民社会の諸組織が提起したものであるということからしても,「市民社会の周辺部は政治という中心部に対して，新たな問題状況を知覚し同定するためのより豊かな感受性を有している点で優位に立って」（Habermas 1992=2003: 113）いる，というハーバーマスの主張には一定の説得力があるように思われる．

しかしながら，活性化された市民社会が何を可能にするのかということから，そもそも市民社会は何によって活性化され得るのかということに目を転じるならば，ハーバーマスの諸議論はもとより，多くの市民的公共圏論はこの問いに十分に答えているとは言い難い．そこで以下では，とりわけハーバーマスの討議的民主主義論を批判的に検討しているデヴィット・ミラーやアクセル・ホネットの議論を検討することで，上述の問題について考えるための，一つの視座を提供してみたい．

3　討議倫理学とは何か

批判理論の第二世代であるハーバーマスの長きにわたる研究活動を貫いているのは，社会秩序とその正統性を支配によってではなく，言語的コミュニケーションによって実現するという関心である．ハーバーマスは，第一世代にあたるマックス・ホルクハイマーやテオドール・

W・アドルノらは，人間の理性の道具的な性格を治癒し難い宿痾と見なしたことにより，批判理論はアポリアを抱え込むことになったと見ている．それゆえ，ハーバーマスは，第一世代の批判理論の閉塞状況を打開するために，それが依拠してきた諸前提，すなわち労働（生産）パラダイムを放棄し，それに代えてコミュニケーション行為のパラダイムを採用したのである．このことは要するに，歴史が展開するのは社会的労働においてではなく，社会的相互行為としてのコミュニケーション行為においてである，ということを意味している．ホルクハイマーやアドルノは，理性が反転して災厄となる歴史を必然的なものとしたが，ハーバーマスにあっては，そうした歴史は歪められたコミュニケーションの歴史として理解されるのである．こうした理解は，後に『コミュニケイション行為の理論』を原理的に基礎づける討議倫理学として，カール＝オットー・アーペルとともに彫琢されている．

批判理論の第三世代であるアクセル・ホネットによれば，ハーバーマスらの「討議倫理学が含意しているのは，理想的な生活形態への実践的な予料でもなく，また特定の正義概念の理論的な特徴づけでもなく，正義の問題を合理的な解明にもたらし得る手続き的行為を正当化することにある」[2)]（Honneth 1986: 183）．つまり討議倫理学は，正義概念の具体的な内容を規定するのではなく，正義の具体的な内容をめぐる討議という手続きそれ自体を正当化するものなのである．このような討議倫理学を理論的な中核とするハーバーマスからすれば，「実践的討議の参加者としてのすべての関与者が合意を見出す（または見出すであろう）規範のみが妥当性を要求しうる」（Habermas 1983: 149）ことになる．このような見解は，カントの定言命法，つまり正義概念のモノローグ的な道徳的吟味の手法を，言語を介した相互行為の地平に移し替えるものである，ということができる．ハーバーマスは正義概念の普遍的妥当性を，カントのように――あるいはロールズの正義論のように――倫理的自己了解によって担保するのではなく，手続きとしてのコミュニケーション行為によって調達しようとするわけである．

ハーバーマス（1992=2002, 1992=2003）は，1990 年には，こうした討議倫理学の構想を「民主的法治国家論」として展開している．ハーバーマスはそこでは，19 世紀以降の変化を，自由主義的法パラダイムから社会国家的法パラダイムを経て，手続き主義的法パラダイムへ，という具合に「法パラダイム」という観点から捉えている．ここでは詳述を避けるが，民主的法国家論の眼目は，手続き主義的法パラダイムにおいて，私的自律と公的自律との間に循環関係を見出すことで，私人としての在り方を「法の受取手」として，同時に公衆としての在り方を「法の制定者」として捉え直し，諸個人の能動的な役割に再び光を当てることにある．

手続き主義的法パラダイムにおいては，社会保障の対象の選定や序列化は，行政権力にではなく，法の受取手にして制定者である諸個人の公共的討議に依拠すべきであるとされる．何を平等なものとして取り扱い，あるいは何を差異として尊重するかについての基準は，複合的な社会においては必ずしも自明ではないからである [3)]．それゆえ，平等性と差異性の取り扱いについての基準は，さまざまな価値に立脚する諸個人からなる公共的討議に委ねられる必要がある.「複合社会で市民全体がまとまりうるのは，もはや実質的な価値観の一致によってではなく，ただ正当な立法および権力行使の手続きに関する合意によって」（Habermas 1996=2004: 257）だからである．ハーバーマスによれば, 公共的討議は, いわば「正統化のフィルター」（Habermas 1992=2003: 177）なのであって，その結果に基づく限りで，法の規範性は正統化され得るのであり，行政権力もまた民主化することができるのである（Habermas 1992=2003: 164-79）.

このような手続き主義的法パラダイムの理念が現実的なものとなるためには，公共的討議が支障なく遂行されるのでなければならない．ジョン・エーレンベルク（1999=2001: 305）が指摘するように，「すべてのコミュニケーションも不可避的に強制されているのであり，市場に強く浸透されている市民社会において，より良き討議が行き渡ると期待できる理由はない」のである．それゆえ，ハーバーマスは，国民

投票の憲法制度化や政治的党派の組織機構改革，マス・メディアの自立性の強化など，公共的討議の制度化や，その阻害要因の除去に関する提言を行っている．とはいえ，これらは何れも公共的討議が生起するということを前提とした提言であって，公共的討議それ自体を生起させるものではない．上述したように確かに市民社会は，性差別問題や貧困問題，環境問題，民族的・文化的問題，科学技術のリスクなど，多くの問題を政治的主題として取り上げることに貢献している．けれども，それらは民主的な潜在力が継続的に存在するということを何ら保証するものではない．このことは，民主的な潜在力が顕在化する手続きを整備し，その顕在化を妨げる障壁を取り除けば，手続き主義的法パラダイムは直ちに現実的なものとなる，とは結論できないことを意味している．手続き主義的法パラダイムは，「ルソー流の徳の要求から国家市民を解放する」（Habermas 1996=2004: 303）ことを目指すものだが，政治的徳なくしては好ましい政治的合意は得られないとする共和主義的な考えを，仮に「協議プロセスと決定プロセス」の整備という手続き主義的な考えに移し替えることができるとしても，諸個人がそうしたプロセスに直接的に，あるいは間接的に参与する動機や関心に満ちているのでなければ，社会秩序とその正統性を支配によってではなく，言語的コミュニケーションによって実現することはできないのではなかろうか．

この点に関して，ホネットは「ポスト伝統的ゲマインシャフト」に関する概念的な提言を行っている．これに関しては後段で論じるが，そのためにも，ホネットによる討議倫理学の形式主義への批判を整理・検討することから始めよう．

4　ホネットによる討議倫理学の批判的刷新

さて，既にみたように，討議倫理学の眼目は，正義概念の具体的な内容を規定するのではなく，それをめぐって交わされる討議という手続きそれ自体を正当化することにあった．ハーバーマスによれば，正

義概念の具体的な内容の正当化の試みは，個人の「善き生」の構想の多様性を価値として認める多元主義的な社会においては，不当な妥当性を要求するものとなりかねない．価値観が多元化した社会では，民主的正統性は手続き主義的な諸原理によって根拠づけられるほかはないのである．それゆえ,「討議倫理学においては普遍化原理のための単なる基礎づけ以上のものを見ようとすることは禁じられている」（Honneth 1986: 186）．具体的内容は，あくまでも討議の中でのみ扱われる必要があるのであり，討議に先立ってそれに言及することを避けることなしには,討議の結果としての合意が普遍妥当性を持つことも，また討議倫理学それ自体が普遍性を持つこともできないというわけである．

ハーバーマスはこうした論点に加え，討議の結果としての合意が普遍妥当性を持つためには，討議の参加者が「強制のない機会均等な参加」を為し得るのでなければならないとする．このような状況は「理想的発話状況」と呼ばれるが，これは文字通り反事実的（＝理想的）なものである．けれども，戦略的行為とコミュニケーション的行為という区別を立てるハーバーマスの理論的な体系では，コミュニケーションはこの「理想的発話状況」を先取りすることで成り立っているとされる．アーペルは,「理想的発話状況」という想定を批判する者でさえ，自らの批判を正当なものとして提示しようとする限りは,「理想的発話状況」という想定を受け入れているはずであり，それゆえ，この想定の批判者は遂行的矛盾を犯していることになる，としている（Habermas 1983=2000 :137）．

このような，討議倫理学の形式主義や「理想的発話状況」という想定は，ハーバーマスの民主的法治国家論やコミュニケーション的行為の理論といった，価値観が多元化した社会の中で民主的正統性を創出しようとする諸議論の中核を成すものである．ところが，ホネットによれば，ハーバーマスの諸議論の中核を成すこれら二つの要素は，十分に関係づけられていないために，全体としてハーバーマスの諸議論は，時代診断的かつ批判的な社会理論の役割を果たすことができない

のである．

ホネットはまさにこの点を批判している．ホネットによれば，ハーバーマスの諸議論は，本質的に首尾一貫していない．というのも，本来であれば討議が支障なく遂行されるためには，形式主義的な手続きのみならず，討議そのものが成立するための社会構造的関係がなくてはならない．ところが，理想的発話状況という想定を討議の前提条件と見なしているにもかかわらず，討議倫理学の形式主義は「規範的内容」を議論に先立って想定することを禁止しているのである（Honneth 1986: 186-8）．このような首尾一貫性の無さは，理想的発話状況の具体的な内実が明示されていないことによって，覆い隠されていると言えよう．

ハーバーマスの諸議論を首尾一貫としたものにするためには，上述の二つの要素を十分に関係づける必要がある．つまり理想的発話状況という想定の内実を明らかにするとともに，討議倫理学の形式主義を越え出る必要がある．

それでは，理想的発話状況という想定の内実とはどのようなものであろうか．それは，討議の生起を妨げる抑圧的な体制ではないということのみならず，ウィル・キムリッカやデヴィット・ミラーといったリベラル・ナショナリストが言うように，社会的正義について強制なく自由に議論するためには,「公共文化」が共有されていることが必要なのだろうか．デヴィット・ミラーによれば，公共文化とは「ある人間集団がどのようにして共に生活を営んでいくかにかんする一連の理解」（Miller 1995=2007: 46）のことである．リベラル・ナショナリズムの想定では，社会的正義に関する討議は，討議の参加者が有する社会的意味や政治的経験，すなわち公共文化が反映されるため，正義概念は，原理的にはナショナルな共同体によって異なる．つまり，リベラル・ナショナリストは，正義概念の普遍的妥当性は公共文化の共有範囲によって枠づけられると主張しているのである．

上述のように，ホネットは討議倫理学の形式主義を越え出る必要を認めている．たとえば，ホネットは「実践的討議への機会均等な参加

者は，自分の道徳的確信を討議参加者の輪の中で議論によって主張し得るために必要な，社会的な情報と文化的な教養伝統への，平等な機会可能性を要求する」（Honneth 1986: 191）と述べている．とはいえ，ホネットは，リベラル・ナショナリストのように，ある時代のある特定の社会においてのみ妥当性を有するような正義概念で満足しない．むしろ特定の社会的文脈に依存することは，強制なき討議を不可能にすると考えているのである．ハーバーマスと同様にホネットもまた，ある特定の社会といえども，もはや一枚岩の公共文化を想定することはできず，また仮に想定し得たとしても，それ自体が抑圧的に機能し得ることは十分にあり得ると考えているわけである（Honneth 2000=2005: 72-115）．

それゆえホネットは，理想的発話状況の内実を考えるためには，「社会の規範的下位構造とその実質生活形態とを区別すること」（Honneth 1986: 188）が不可欠であるとする．『正義の他者』では，この点は社会的不公正という観点から次のように述べられている．

> ある状態が不公正な状態として診断されるには，あらかじめ構築された図式に従ってなされるわけであるが，そのときに，そうした図式のいわば前提となっている利害や要求の内容や，方向性そのものが，そのあり方に関して問われる（Honneth 2000=2005: 83）．

このように，ホネットはある特定の社会における公共文化をそのまま規範化するのではなく，「公正な社会的秩序をめぐる道徳的判断の場としての規範に関わる妥当要求にまでまだ達していない段階のもの」（Honneth 2000=2005: 83），すなわち社会の規範的下位構造を明らかにすることによって，理想的発話状況の内実を考えようとするのである．その際，ホネットが参照するのは，討議による意志形成の手続きが顧慮している「二つの局面――つまり，他人が取って代わることのできない個体の自律性と，相互主観的に分有されている生活形式に個人が

組み込まれていること――の内的連関」(河上・フーブリヒト編 1987: 32) である．要するに，ホネットは，個人をアトム化されたものとして捉えるのではなく,「複数性という人間の条件」の下に捉えるのである．これによりホネットは，理想的発話状況の内実の一つとして,「個体的な自己尊敬の獲得」を加える．なぜなら，討議の参加者が自らの確信を正当なものとして提示することができるのは，討議の参加者がお互いを判断能力のある主体として尊重している場合だけであり，他者からの尊重を得ることによって初めて，個々人は自らを判断能力のある主体として自己尊敬することができるからである．その意味では他者からの承認は，自己尊敬のための先行条件であるということもできよう．

5　ポスト伝統的ゲマインシャフト

ところでホネットは，こうした相互承認が可能であるためには，何らかの価値が共有されていることが前提になるがゆえに，相互承認の条件は歴史的に大きく変化してきていると述べている（Honneth 2000=2005: 384-7)．つまり，身分制的な伝統的社会から近代社会への移行に際して,個人の社会的価値は身分秩序に依拠することなく,個々人の業績や，各人が有する特性や能力によって評価されるようになった．それに伴い，評価の基準は多元化し，いまでは文化的コンフリクトは，それをめぐって生じるようになっている．

ホネットはさらに，相互承認の条件をなす分有された価値体系が，民主的手続きへの志向を生み出してきたことに注意を促しているが，近代社会においては，社会的分業のネットワークの中で，各自の特性や能力がともに貢献していることを相互承認し合うことが，民主的手続きを志向する契機となっているとした，ジョン・デューイの政治思想を高く評価している．

デューイは民主主義的公衆の再活性化の前提が社会的分業とい

う前 - 政治的領域の中にあると考えた．この領域は非常に公正かつ公平に調整されていなければならず，それによって社会構成員は自分が全体として協働事業の積極的参加者だと納得できるのである．こうして共有された責任感と協働活動の意識がないならば，当然デューイの予期するように，個々人は意思形成のための民主主義的な手続きが共通の問題を解決するための手段だと分かるところまでとうていたどりつかないだろう（Honneth 2000=2005: 330-1）．

このように，ホネットが社会的分業の中に相互承認の契機を見るデューイを高く評価する背景には，労働社会の終焉，あるいは階級闘争の沈静化というテーゼを挙げることができる．たとえば，ハーバーマスは次のように述べている．

産業労働者のサブカルチャー的な生活形態が連帯の源泉として前提されなくてならなかった．それどころか，工場での協働関係が労働者文化の自然に調和のとれた連帯を強化するとさえ考えずにはいられなかったのだ．しかしそうこうするうちにそうした協働関係はすっかり崩れてしまった．しかもその連帯をもたらす力が労働現場において再生されるかどうかはかなり疑わしい．それはともかく，労働社会のユートピアにとって前提あるいは周縁的条件であったものが昨今の主題となっているのである．その主題によって，ユートピアの強調点は労働概念からコミュニケイション概念へと移動する（Habermas 1985=1995: 220）．

こうしたテーゼによって，相互承認は文化的な次元に留め置かれ，すでに見たように「市民社会」からは，東欧での経緯があるにもかかわらず，経済的な次元が捨象され「市民社会という語には，労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない」とされた．ホネットはまさにこうした見解を批

判するために，デューイの議論を引き合いに出すのである．

確かにハーバーマスのいうように，労働における協働関係は崩れてしまっている．けれども，ホネットによれば，このことは直ちに協働における相互承認の機会が有意味ではなくなったことを意味するのではなく，協働以外での相互承認の契機が見出されねばならない，ということにはならない（Honneth 2000=2005: 335）．むしろ見出されねばならないのは，社会的分業の公正な編成のために，「個別化された（そして自律的な）主体同士が対称的に価値評価しあう，そうした社会的関係」（Honneth 2000=2005: 390）である．ここで，「対称的に」というのは，同じ物差しで価値評価しあうという意味ではない．「各人の貢献度を正確に比較できるように量的に規定しうる集団的目標の設定など，およそ考えられないことである．『対称的に』とは，むしろ，集団的な性格づけなしで，それぞれの固有の働きと能力において自分が社会的に価値ある人間であることを確認しうる機会を，各主体が持っているということである」（Honneth 2000=2005: 390）．言い換えれば，ホネットが求めているのは，社会的分業における社会的評価の再定義なのである．ホネットは，主体同士が対称的に価値評価しあう社会的関係を「ポスト伝統的ゲマインシャフト」と呼ぶが，こうした考えの理論的源泉の一つは，エミール・デュルケムが『社会分業論』で提起した「有機的連帯」という概念である．価値の多元化した今日では，各人の貢献度を量的に規定しうる集団的目標の設定は困難であるため，有機的連帯は「ポスト伝統的」なものとなるのである．

これまで見てきたように，ホネットは討議的民主主義の可能性の条件を，ハーバーマスのように形式的な手続きに帰せしめるのではなく，また，討議的民主主義の活性化を単に政治的主題とするのでもなく，社会的 - 経済的な主題として捉え直している[4)]．このことは要するに，民主主義の規範的理念は，政治的な理想としてのみならず，社会的な理想としても考察される必要がある，ということを意味している．

討議的民主主義の可能性の条件を社会的 - 経済的な領域から捉え直そうとする試みは，民主的な批判のポテンシャルが生起するのを単に

待つだけではなく，それを積極的に涵養することのできる社会的条件を講じる道へと繋がっている．この道は，民主主義を実質的なものへと転換し，人々に民主的公衆としての自覚を促すために開かれるはずのものだが，ホネットのように社会的分業における承認の契機を重視する立場は，この道を合理的な支配における権力のエコノミーへと接続する危険を孕んでもいる．

この点を示唆するために，次節では，労働者の主観的な幸福を，合理的な支配を実現するための主要なターゲットとしてきた労働管理の歴史を振り返る．

6　結びにかえて　――労働の人間化の代償

私たちの経験的な現実からしても，社会的分業の次元を捨象して公共的な生に関する民主的な決定がなされるとは考え難い．してみれば，市民社会の概念は経済的文脈の下で再考される必要があるといえる．この意味での市民社会の形成は，活力のある民主主義を形成する基礎となると期待される．しかし同時に，ポスト伝統的な形での社会的分業の模索は，自分の能力や特性が社会的に有意義なものだと経験するチャンスを，誰もが等しく得ることを求めるものであるために，職業心理学や産業心理学の狡知と再び向き合わねばならなくなる．というのも，19 世紀の鉱山や工場，製造所での労働とは異なり，20 世紀の労働は，服従・自制・延期された充足という諸要素を必ずしも含んではおらず，むしろ労働者にとって労働を喜ばしいものにすることが，利益の拡大につながるという生産に関する科学的な知識の下に組織されてきたからである．

20 世紀の間に，雇用者や経営者たちは科学的管理の実験的な試みを通じて，労働者の主体性は，服従させるよりは尊重する価値のあるものであり，それこそが会社の成功を決定する中心的な要素であることに気付いてきた．それどころか，彼らは，労働は欲望を満たすための単なる手段などではなく，正しく組織された生産的な労働は，それ自

体労働者を満足させるということを見出したのである．それ以来，利益を追求する組織経営の眼目は，組織の中で働く個々人の必要や願望を満たそうとする努力を，労働を通じて組織の利益追求の努力に接続することに置かれている．いまやビジネスの効率と従業員の福祉は，同じ問題が持つ二つの側面にすぎないのである．

雇用主や経営者たちに，労働者の主体性への配慮を促したのは，直接的には心理学者をはじめとする精神技術者（psycho-technologists）たちであったが，間接的には戦争であった．戦時労働の過酷さは，軍需工場の労働者の健康と振る舞いに影響し，生産性の効率を左右した．それゆえに，労働者を科学的に管理し，労働過程を合理的に組織する方法を発見することは，軍事的に極めて重要な課題だったのである．

20 世紀の初頭においては，労働者は生理的な機械であると見なされ，工場内の照明や機器のレイアウトなど，物理的な環境の改善が労働者の疲労を最小化し，生産性の効率を最大化すると考えられた．けれども，ニコラス・ローズによれば，1920 年代までにイギリスでは，疲労と効率の関係は生理学的な問題よりも，心理学的な問題の方がはるかに重要であると考えられるようになっていた（Rose 1999）．たとえば，国立産業心理研究所を指揮した心理学者のチャールズ・マイヤーズは，次のように述べている．

> 支払いの方式，労働者の動作，労働時間の長さを調査することだけでなく，労働者の精神構造を改良しようと試みること，労働者の家庭条件を研究すること，そして生来の衝動を満たすことは，それらが現代の産業条件のもとで満足できる限り，産業心理学者の役割になる（Myers 1927: 29）．

国立産業心理研究所でマイヤーズと彼の同僚たちは，物理的な環境整備だけでは生産性の効率は向上しないことが明らかになるにつれ，問題は「ヒューマン・ファクター」にあることを確信した．そして，その中心を成すのは「精神衛生」であると考えたのである．それゆえ

彼らは，労働者の主観的な世界を生産の要求に連結する，職場の精神的な環境を思慮深く調整することが，生産性の効率を最大化すると主張したのである．

このような主張は，アメリカではエルトン・メイヨーの著作や「人間関係論」と結びついた．メイヨーは，有名なホーソン実験によって，労働者の労働に対する関心は，単に労力と時間という観念から賃金を最大化し，労働の過酷さを最小化すること以上のものであることを発見した．つまり彼は，労働者は労働を通じて心理的・社会的な便益――達成感や帰属意識――を得ていることを見出したのである．その当然の帰結として，生産性のある労働者は満足感をもって労働に従事していると見なされた．それゆえ，雇用主の労働者への関心には，労働者の主観的な幸福や組織内の人間関係が含まれるべきであるとされたのである．こうした考えは，雇用主や経営者の側だけではなく，労働者の側からも支持されることになった．イギリスで著名なジャーナリストであったゴードン・ラットレイ・テイラーは，1950年に次のように述べている．

> 我々は工場を，製品が生産される場所としてではなく，人々が生活を送る場所として考えねばならない．つまり，居住環境としてである．労働環境は，他のどんな環境も到達し得ないほどに多くの基礎的な人間の欲求を満たしている．もし工場が問題に直面するとしたら，それは人々の欲求を損ねるような労働状況を生み出したがゆえなのである．要するに，我々が直面している問題は，労働の人間化なのである（Taylor 1950: 20）．

「労働を人間化する」ということは，労働の物理的環境・組織体制・金銭的報酬といった客観的な条件ではなく，労働における社会的な報酬や私的な満足感，帰属意識という労働者の主観的な条件づけ，つまりは客観的な条件に対する考え方を重視するということである．このことは同時に，労働者は事実に満ちた「出来事の世界」に存在してい

るというよりは，「意味の世界」に存在している，という見方を支持することになる．メイヨーの人間関係論は，ここに至ってコミュニケーション論的に転換されるわけである．いまや労働におけるコミュニケーションは，生産性の効率から人間関係の充実に至るまで，それらを調整する手段として位置付けられている．実際，労働に関する心理 - 生理学的科学は，コミュニケーションを観察し制御する対象であると見なしている．労働において，労働者が自己実現できるようにコミュニケーションを水路づけることは，生産性の効率を最大化し，他方で労働者に過酷な労働を受け入れさせ，また同時に労働組合主義が蔓延するのを予防する役目を果たしているのである．

この点に関して，次に見るようなピーター・リボーらの 30 年以上も前の主張は，再び注目すべきものとなるに違いない．

> 労働における自己実現の可能性は，経営管理がある種の外発的な報酬（たとえば，金銭的なものや社会的なもの）を……労働との引き換えに……提供しなければならないという理念からの転換を意味する．報酬は，その代りに労働それ自体の中に見出されるようになる．したがって，経営者は，まず労働をできる限り面白くやりがいのあるものにすること，それを個々の労働者にとって意味あるものにアレンジすることに関わっている．このことは，特定の労働者にとって何に意味があり，やりがいがあるのかを発見する絶え間のない努力，そしてこうした努力を彼の職場に導入しようとする試みを意味するであろう．以前にもまして経営者は，従業員に対して労働を通じた自己達成へと促す人物になっているのである（Ribeaux and Poppleton 1978: 306，但し傍点は引用者）．

このような労働管理の歴史に鑑みれば，社会的分業の公正な再編成を通じて，個々人がその働きや能力に即して正当な社会的な評価を得られるようにしようとする試みは，それが「対称的に評価しあう」ことを重視すればするほど，当人の主観的な幸福をターゲットとする合

理的な支配と截然と区別することが困難になるように思われる．誰もが社会的に価値ある人間であることを確認しうる機会の模索と，客観的な状況はどうであれ，社会的に価値のある人間であると当人が思い込むように精神的な環境を配備することとの間に，どれほどの距離を保つことができるのだろうか．確かに，民主的な批判のポテンシャルが生起するような社会的条件を講じるという道は,その目的において,当初からある種のパターナリズムを含んでいる．しかしながら，討議的民主主義の理念の根本は，社会的正義を，倫理的自己了解から手続きとしてのコミュニケーション行為に移し替えることにある．してみれば，それを支えるはずの社会的条件もまた，倫理的自己了解の次元で解消されるようなものであってはならないはずである．

各人の貢献度を量的に規定しうる集団的目標の設定が困難であり，またそれが抑圧的な性格を持ちかねない事が意識される今日，自律的な主体同士が対称的に評価しあうことのできるポスト伝統的ゲマインシャフトの模索が，合理的な支配のテクノロジーを貫徹させる機会の模索とならないように，少なくともそうしたテクノロジーの歴史的な経緯には，思慮深く批判的な眼を向ける必要があると思われる．

［注］

1) 制限主権論ともいう．1968 年にソ連のチェコスロバキアへの軍事介入を正当化するために主張されたもので,社会主義国の主権は絶対的なものでなく，社会主義圏全体の利益が優先され，内政干渉もやむを得ないという理論のこと．
2) ホネットによる討議倫理学に関する論述について，訳文は日暮（1996: 1）を参考にしたが，語彙の統一の観点から一部変更した．
3) ハーバーマス（1992=2003: 169）は，事例として「核エネルギーや遺伝子技術に由来するリスク」などを挙げている．これらは専門家でも予測困難な事柄で，既成の法の範疇を越えるものも多いことから，対処を求められる行政が立法に対して自立化する傾向が生まれており，それが「権力分立原理の危機」をもたらしている．こうした事態をハ

ーバーマスは「法治国家の空洞化」と呼ぶが，これは「法治国家原理の不十分な制度化」（1992=2003: 174）のために生じていると論じている．

4) ホネットのこのような立場は，「しかるべき手続きとコミュニケーション前提が，十分な情報に基づく非党派的なものであるという理由から民主的な意見形成・意志形成の成果に対する合理性の推定を基礎づけることができるのは，参加する市民が『民主的エートス』に満ちている場合だけである」（Habermas 1996=2004: 302）とする，R・J・バーンスタインの立場と近い位置にあるということができる．というのも，バーンスタインは，討議的民主主義は，市民的徳によって動機づけられていなければならないとする共和主義的な理解を支持しつつも，「市民的徳という一般化された価値志向は，個々の規範についてあらかじめ何らかの決定を含んでいるわけではない」とする立場に立っているからである（Bernstein 1998）．

［文献］

Bernstein, R. J., 1998, "The Retrieval of the Democratic Ethos," Rosenfeld, M. and Arato, A. eds., *Habermas on Law and Democracy*, Berkeley: University of California Press, 287-305.

Ehrenberg, John, 1999, *Civil society: the critical history of an idea*, New York: New York University Press.（＝2001，吉田傑俊監訳『市民社会論――歴史的・批判的考察』青木書店．）

Habermas, Jürgen, 1983, *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt: Suhrkamp Verlag.（＝2000，三島憲一・木前利秋・中野敏男訳『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店.）

――――, 1985, *Die Neue Unübersichtlichkeit*, Frankfurt: Suhrkamp Verlag.（＝1995, 上村隆広・吉田純・城達也訳『新たなる不透明性』松籟社.）

――――, 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt: Suhrkamp Verlag.（＝1994，細谷貞雄・山田正行訳『［第 2 版］公共性の構造転換――市民

社会の一カテゴリーについての探求』未来社.）

————, 1992, *Faktizitär und Geltung Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt: Suhrkamp Verlag.（＝2002，河上倫一・耳野健二訳『事実性と妥協性(上)』未来社.）

————, 1992, *Faktizität und Geltung Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt: Suhrkamp Verlag.（＝2003，河上倫一・耳野健二訳『事実性と妥協性(下)』未来社.）

————, 1996, *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt: Suhrkamp Verlag.（＝2004，高野昌行訳『他者の受容――多文化社会の政治理論に関する研究』法政大学出版局.）

Havel, Václav, 1978, "The Power of the Powerless" (http://www.vaclavhavel.cz/showtrans.php?cat=clanky&val=72_aj_clanky.html&typ=HTML, June 28, 2010).

日暮雅夫，1996,「ホネットにおける討議倫理学の変革――ハーバーマスを越えて」『盛岡大学紀要』15: 1-10.

Honneth, Axel, 1986, "Diskursethik und implizites Gerechtigkeitskonzept", Wolfgang Kuhlmann ed., *Moralität und Sittlichkeit. Das Problem Hegels und die Diskursethik*, Frankfurt: Suhrkamp Verlag, 183-93.

————, 1994, *Desintegration*, Frankfurt: Fischer Taschenbuch.

————, 2000, *Das Andere der Gerechtigkeit: Aufsätze zur praktischen Philosophie* , Frankfurt: Suhrkamp Verlag.（＝2005，加藤泰史ほか訳『正義の他者――実践哲学論集』法政大学出版局．）

河上倫逸・M・フーブリヒト編，1984,『[ハーバーマス・シンポジウム] 法制化とコミュニケイション的行為』未来社.

Lenin, Wladimir Iljitsch, 1960-72, “Newspaper Report of a ‘Report on the Tasks of Soviet Power’ delivered at the meeting of the Petrograd Soviet off Workers’ and Soldiers’ Deputies, October 25, 1917” *Collected Works vol.26*, Moscow: Progress Publishers.（＝1978，マルクス＝レーニン主義研究所レーニン全集刊行委員会訳「ソヴィエト権力の任務についての報告」ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニ

ン研究所『レーニン全集　第 26 巻』大月書店.）
Michnik, Adam, 1984, "The New Evolutionism", *Letters from Prison and Other Essays*, trans. Maya Latynski, Berkeley: University of California Press.（＝1995, 水谷驍・武井摩利訳「新しい漸進主義」川原彰・武井摩利・水谷驍編訳『民主主義の天使――ポーランド・自由の苦き味』同文舘出版社株式会社.）
Miller, David, 1995, *On Nationality*, Oxford : Oxford University Press on Demand.（＝2007, 富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『ナショナリティについて』風行社.）
Myers, C.S., 1927, *Industrial Psychology in Great Britain*, London: Cape.
Ribeaux, Peter and Stephen Poppleton, 1978, *Psychology and Work*, London: Macmillian.
Rose, Nikolas, 1999, Governing the Soul: The Shaping of the Private Self, 2nd ed., London: Free Association Books.
Taylor, G.R., 1950, *Are Workers Human?* , London: Falcon Press.

（ほりうち　しんのすけ・首都大学東京大学院博士後期課程／現代位相研究所）

On the conditions governing the possibility of Deliberative democracy

HORIUCHI　Shinnosuke

Graduate School of Humanities, Tokyo Metropolitan University
And also Modern Phase Research Laboratory in M.P.S. Inc.

With societies becoming more complex, particularly after the 1990s when expectations for deliberative democracy were rising, there has been a great deal of debate on what deliberative democracy can accomplish. However, the issue of what makes it a possibility has not been fully addressed.

In this thesis, I first look at historical circumstances of Eastern Europe, where the establishment of civil societies was demanded as a means for democratization. I will then proceed to critically examine the discourse ethics by Jürgen Habermas who praised the idea of civil society. Furthermore, I will summarize and examine points made by Axel Honneth in his Post-traditional Gemeinschaft theory, in which he argues that it is indispensable for deliberative democracy to ensure each individual member of the society – by means of a fair reorganization of the social division of labour – an opportunity to legitimately receive social recognition according to their roles. Finally, I would like to point out the following problems: If the Post-traditional Gemeinschaft theory is suggesting that social recognition leads to the subjective happiness of each individual, it holds in itself a possibility to unexpectedly support the intensification of scientific labour management. This, as a consequence, could undermine the

foundations of a democracy which attaches great importance to deliberation.

To summarize, this thesis aims at providing a viewpoint to inquire into the conditions required for the possibility of deliberative democracy.

Keyword : The civil society, Deliberative democracy,
The Post-traditional Gemeinschaft